

# 参 考 资 料

## 目 次

各バイオマスの発生量・賦存量及び利用量の算定方法	P 1
平成 28 年度における各バイオマスの予想発生量、利用率の算定方法	P 4
京都府内のバイオマスタウン構想の策定状況	P 7
京都府内の主なバイオマス関連施設	P 8
バイオマス関連事業	P 9
バイオマスに関連する主な法令	P10
バイオマス活用推進基本法の概要	P12
バイオマス活用推進基本計画の概要	P13
バイオマスに関連する京都府の所管一覧	P14

## 各バイオマスの発生量・賦存量及び利用量の算定方法

各バイオマスの発生量・賦存量と利用量は以下の方法で算出しました。

区分	推計方法 【上段：発生量・賦存量】 【下段：利用量】	使用データ	データ 年次	備考
食品加工残さ	「製造業－動植物性残さ」データを集計	多量排出事業所報告書等	H22	
	「製造業－動植物性残さ」の各事業場データの利活用状況を積み上げ集計	多量排出事業所報告書等	H22	
生ごみ	一般廃棄物に係る「直接焼却＋中間処理」の処理総量に生ごみの組成率（マニュアルから引用）を乗じて算出	一般廃棄物処理実態調査 農水省「バイオマスタウン構想策定マニュアル資料編」	H22	
	「中間処理」については、バイオマス関係と推測できる「ごみ堆肥化施設」「ごみ飼料化施設」「メタン化施設」を積み上げ集計 焼却分については、各焼却炉ごとの実績データ（H21が直近データのためこれを採用）から発電分、温水分の占有率を求め、上記「直接焼却量」に乗じて算出	一般廃棄物処理実態調査  ごみ焼却施設整備状況	H21, 22  H21	
廃食用油	食用油の出荷量（全国データ）を基本に、家庭系については人口按分で賦存量を算出、業務系・事業系については、食品系事業所数按分で賦存量を算出	府人口推移、国人口動態調査、事業所・企業統計調査、「我が国の油脂事情」、全国油脂事業協同組合資料（UC オイルサイクルの流れ）	H21	
	廃食用油からBDF化処理を行っている事業者にはアリングを実施	実績データ	H22	
下水汚泥	処理場で発生した脱水汚泥量及びバイオガスに変換された汚泥の乾燥重量ベースの総量（ただし、焼却施設でガス化された汚泥の乾燥	下水道資源有効利用調査（国土交通省） 農業集落排水事業実施状況等調査（農林水産	H22	

	重量ベースは除く) 処理場内又は処理場でエネルギー利用、緑地・農地利用又は建設資材利用された下水汚泥の量（算出の考え方は発生量と同じ）	省)		
家畜排せつ物	飼養頭羽数×排せつ量×365日 肥料利用（発生量－エネルギー利用） エネルギー利用（調査実数）	・家畜飼養頭羽数調査 ・堆肥化施設設計マニュアル ・家畜排せつ物高度利用施設整備状況調査	H22	
稲わら	水稲作付面積（157,660ha）× 480kg/10a ① すき込みやたい肥利用 ② マルチや畜舎敷料利用 ③ 加工	稲作のコスト削減に向けた取組等状況調査 同上	H22	
粃がら	水稲作付面積（157,660ha）× 130kg/10a ① たい肥 ② マルチ	稲作のコスト削減に向けた取組等状況調査	H22	
建設廃材	「建設業－木くず」データを集計	多量排出事業所報告書等	H22	
	「建設業－木くず」の各事業場データの利活用状況を積み上げ集計	多量排出事業所報告書等	H22	※
製材工場廃材	丸太から木材製品に加工する工程で発生する残廃材を賦存量として推計 素材生産量（m <sup>3</sup> /年）×木質残廃材発生係数×0.4t/m <sup>3</sup>	バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査（NEDO）	H21	
	小物製材、オガライト・オガタン、燃料、家畜敷料等に利用された量を推計 素材生産量（m <sup>3</sup> /年）×木質残廃材別有効利用係数×0.4t/m <sup>3</sup>	同上	同上	
林地残材	伐倒した樹木は、末木、枝条、根元部を切り落とし丸太とし、丸太のみ森林から集材される。丸太以	バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピング	H21	

	<p>外の部分は残材として森林に放置される。この放置された残材を賦存量として推計</p> <p>素材生産量 (m<sup>3</sup>/年) ÷ 立木換算係数 × 密度 (t /m<sup>3</sup>) × 林地残材率</p>	<p>に関する調査 (N E D O)</p>		
竹	<p>竹 (地上部) の年間成長量に相当する量を賦存量として推計</p> <p>竹林面積 (ha) × 発生量 (120t/ha) ÷ 伐採周期 (20年) × (100% - 含水率 (52%))</p>	<p>バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査 (N E D O)</p>	H21	
	<p>竹材、タケノコ生産に利用されているタケ (地上部) の量を推計</p> <p>(竹林面積 (ha) - 利用面積 (ha)) × 発生量 (120t/ha) ÷ 伐採周期 × (100% - 含水率 (52%))</p>	同上	同上	

※建設廃材については、破砕チップ化により中間製品となって出荷され、そこで合板等の製品材料 (マテリアル利用) になったり、ボイラー等燃料 (エネルギー利用) になったりする。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業所報告書の回答記載では、最終用途が明記されているものと、中間製品までの記載でとどめられているものとが混在しているため、中間製品までのものについては「用途不明」と分類した。

## 平成28年度における各バイオマスの予想発生量、利用率の算定方法

目標値設定にあたって、平成28年度における各バイオマスの発生量の将来予想と利用率は以下の方法で算出しました。

区分	発生量・賦存量	利用率	備考
食品加工残さ	府循環型社会形成計画（第2期）の産業廃棄物発生量推計値他を用い、H22発生量比97.9%と想定	利用率の設定にあたっては、食品リサイクル法基本方針に沿って対策を進める前提として同方針の85%を基本目標 データ集計の条件の相違もあり、京都府（京都市以外の地域）のデータではすでに85%を達成していることから、これに上乗せした目標を設定し、全体として86%に引き上げ	85%（目標年次：H24）
生ごみ	H22発生量比で85.7%と想定	現状で焼却熱を未利用の焼却施設に係る廃棄物を目標年度発生量ベースで80%程度とする（20%分が設備更新に伴って、温水又は発電の設備を設置すると想定する）ことで利活用率を85%→88%に引き上げ	
廃食用油	家庭系は人口動態を、業務系・事業系については過去の事業所数の推移を用いてトレンドを割り出し算出	事業系については、食品リサイクル法基本方針を踏まえ府市それぞれで利用率の毎年1%アップに相当する目標を設定 家庭系については、京都市では重点取組対象となっていることを踏まえ、府と市でそれぞれ目標を設定	
下水汚泥	H22年度の発生量を基準年次とし、下水道等の整備計画と将来推計人口	利用方法ごとに実施状況等を勘案し、目標値を設定（バイオガス：未利用量を	

	から算出	半減、固定燃料化：新規導入、建設資材：過去5か年の平均値まで向上、緑地・農地還元：現状維持)	
家畜排せつ物	現在の飼養動向及び将来の経営目標から推定した飼養頭羽数	推定飼養頭羽数 処理施設整備状況	家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針
稲わら	水稲作付面積× 480kg/10a	現状の利用状況を維持	
粃がら	水稲作付面積× 130kg/10a	廃棄処分されているものを全量利用に振り向け	
建設廃材	府循環型社会形成計画（第2期）の産業廃棄物発生量推計値他を用い、H22 発生量比 99.1%と想定	建設リサイクル法基本方針に沿って対策 全体のうち独自の計画を有する京都市分については、計画期間が異なることを踏まえ、同方針をやや下回る91%を目標	
製材工場廃材	丸太から木材製品に加工する工程で発生する残廃材を賦存量として推計 素材生産量 (m3/年) × 木質残廃材発生係数	利用率 (m3/年) ÷ 発生量 (m3/年) 利用率：小物製材、オガライト・オガタン、燃料、家畜敷料等に利用された量 素材生産量 (m3/年) × 木質残廃材別有効利用係数	利用率 ÷ 発生量 (約95%) 利用率：製紙原料やエネルギー等として利用した量
林地残材	伐倒した樹木は、末木、枝条、根元部を切り落とし丸太とし、丸太のみ森林から集材される。丸太以外の部分は残材として森林に放置される。この放置された残材を賦存量として推計 素材生産量 (m3/年) ÷ 立木換算係数 × 密度 (t/m3) × 林地残材率	利用率 (m3/年) ÷ 発生量 (m3/年) 利用率：木質パレット等のマテリアル及びエネルギーでの利用	利用率 ÷ 発生量 (約30%以上)
竹	竹（地上部）の年間成長量に相当する量を賦存量	利用率 (m3/年) ÷ 発生量 (m3/年)	

	<p>として推計  竹林面積 (ha) × 発生量  (120t/ha) ÷ 伐採周期 (20  年) × (100% - 含水率  (52%))</p>	<p>利用量：①竹材、タケノコ  生産に利用されているタ  ケ（地上部）の量  (竹林面積 (ha) - 利用面積  (ha)) × 発生量 (120t/ha)  ÷ 伐採周期 × (100% - 含  水率 (52%))  ②竹チップ、肥料・土壌改  良材等での利用量</p>	
--	---	---	--



## 京都府内のバイオマスタウン構想の策定状況

市町村	公表年月日	バイオマスタウン構想の概要
夜久野町 現福知山市	平成 17 年 12 月 22 日	夜久野町地域における多様な資源の発掘、効率的で経済性の高い自治体経営、快適で豊かな地域社会の実現、地場産業の創出と雇用の確保、新しいエネルギーの利用による地域の活性化を目指し、農業集落排水汚泥や生ごみのたい肥化、家畜排せつ物等のメタンガス化、木質バイオマスの固形燃料化によるバイオマス地域利活用システムの構築を図る。
南丹市	平成 18 年 7 月 31 日 平成 20 年 3 月 31 日 改訂	先進的にバイオマスの利活用に取り組んでいる南丹市八木地区の取組をさらに発展させ、現在は未利用の食品工場残さ、生ごみ、下水汚泥及び製材工場残材等についても利活用を目指す。南丹市全域においてバイオマス利活用の構想を立てることで、さらなる有機資源循環型社会の構築を目指す。
京丹後市	平成 19 年 11 月 26 日	本市の自然環境を保全し再生することと、地球温暖化防止に向けて地域バイオマス利活用を軸とした産業振興による地域づくりを推進するため、廃棄物からエネルギーをつくりだすバイオガス発電や廃食用油のBDF化、さらに木質バイオマスのマテリアル変換でプラスチック化事業に取り組み、循環環境都市の実現を目指す。
宮津市	平成 22 年 4 月 30 日	宮津市は、地域資源活用型の「自立循環型経済社会」を目指し、市民協働、全員参加の下、竹や木質バイオマスのエネルギー化、廃食用油の燃料化のほか、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をメタン発酵し、バイオガス発電と液肥を活用した農業を実践するとともに、観光産業と連携して地域産業の再生を図る。
京都市	平成 23 年 3 月 30 日	京都市は、豊かな森林資源、伝統文化、進取の気性と創造の力など、京都のまちがもつ「市民力」や「地域力」を総結集し、バイオマスの活用を積極的に推し進め、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現を目指す。バイオマスの活用に当たっては、「木」、「紙ごみ」、「食品廃棄物」及び「廃食用油」を重点バイオマスと位置付け、中でも、間伐材、剪定枝、落ち葉、家具などの「木」については、「木の文化」を大切にすまち・京都として、徹底的に活用する。

※京都市は「バイオマス活用推進計画」も同時に策定

## 京都府内の主なバイオマス関連施設

市町村名	施設概要
京都市	<p>「廃食用油燃料化施設」</p> <p>家庭等からの廃食用油を回収し、年間約 150 万リットルのバイオ・ディーゼル燃料を製造し、ゴミ収集車や市バスの燃料として使用</p>
	<p>「木質ペレット製造プラント」</p> <p>間伐材を原料とした「木質ペレット」をプラントで製造。販売も行う。また、木質ペレットストーブの販売も行っており、木質バイオマスの利用を促進 ～森の力京都株式会社～</p>
南丹市	<p>「有機性廃棄物バイオガス化施設」</p> <p>分別された厨芥類のほか、紙屑及び草木類などの有機性廃棄物を破碎し、メタン発酵をさせてバイオガスを生成。バイオガスはガス発電等に利用 ～カンポリサイクルプラザ～</p>
	<p>「家畜排せつ物ガス化施設」</p> <p>家畜排せつ物をメタン発酵させて、バイオガスを生成。バイオガスはガス発電に利用 ～八木バイオエコロジーセンター～</p>
京丹後市	<p>「食品廃棄物ガス化施設」</p> <p>食品工場等から収集した食品廃棄物をメタン発酵させてバイオガスを生成。バイオガスはガス発電に利用 ～エコエネルギーセンター～</p>
与謝野町	<p>「食品廃棄物たい肥化施設」</p> <p>豆腐工場からの食品廃棄物等をたい肥化、製造したおから肥料を水稻栽培などに利用し、地域ブランド「豆っこ米」として販売</p>
宮津市	<p>「バイオガス発電施設」</p> <p>市内外の竹からバイオガスを生成し発電、メタノールを精製。竹チップや竹粉は助燃材や集成材などの商品化を検討。 ～バイオマス・エネルギー製造事業所～</p>

## バイオマス関連事業

事業名	事業内容
農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業	①再生可能エネルギーの導入可能性調査、活用モデル構築 ②小水力等発電設備の導入実証
バイオエタノール製造利用高度化支援事業	地域の国産バイオ燃料生産拠点の確立
ソフトセルロース利活用技術確立事業	稲わら等のバイオ燃料化
耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業	耕作放棄地を利用したナタネ等のバイオディーゼル燃料化
食品産業環境対策支援事業	食品廃棄物の飼料・肥料化、フードバンク活動支援
生産環境総合対策事業(先進的省エネルギー加温設備等導入事業)	木質バイオマス利用加温設備の整備
エコフィールド緊急増産事業	食品廃棄物の飼料化
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	農山漁村の資源と他産業の革新的技術の融合による新産業の創出を支援
産地収益力向上支援事業	堆肥化施設の整備
農業集落排水事業(社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金、汚水処理施設整備交付金)	農業集落排水施設(汚泥の有効利用施設を含む。)の整備
下水道事業(社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金、汚水処理施設整備交付金)	下水動施設(汚泥の有効利用施設を含む。)の整備
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	廃棄物処理業者等が行うバイオマスエネルギー利用施設の整備
緑の分権改革調査事業※	木質バイオマス、小水力資源の賦存量調査、利活用実証
産業廃棄物発生抑制等促進事業	産業廃棄物の発生抑制・再生利用等に係る研究・技術開発や、リサイクル施設の整備しようとする事業者を支援
ゼロエミッションアドバイザー派遣事業	産業廃棄物の排出削減、コスト削減を目指す府内企業に対し、環境マネジメント等の専門知識を有するアドバイザーを派遣
産業廃棄物処理、減量・リサイクル情報提供等事業	排出事業者からの減量・リサイクル可能な処理業者情報等に関する相談に応じる相談員を設置し、必要な情報提供を行い、産業廃棄物の減量・リサイクルの取組を支援
森林・林業経営イノベーション事業	森林整備の広域化・機械化や流通の合理化、加工体制の強化 → 流通量の増大により、C材等のチップ利用、製材所から排出される端材等の利用促進
京力農場づくり事業	農業生産法人・食品加工業者等の6次産業化を支援
農業経営支援事業	
きょうと農商工連携応援ファンド支援事業	農林漁業者と中小企業者が連携して行う創業等を支援
地域力再生プロジェクト支援事業交付金	地域で協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」を支援

※H22まで 緑の分権「命の里」促進事業

## バイオマスに関連する主な法令

分類	法令名（略称）	概要
1 バイオマス活用の意義・目的等に関する法律	環境基本法	公害、自然環境、地球環境等を含む環境保全全般の枠組みを定めた法律
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に関する施策の枠組みを定めた法律
	地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	地球温暖化対策の推進を図るための枠組みを定めた法律
	バイオマス活用推進基本法	バイオマスの活用の推進に関し、基本理念、関係者の責務、施策の基本となる事項等を定めた法律
2 バイオマス資源の発生・収集に関する法律	資源の有効な利用の促進に関する法律（新リサイクル法）	3Rの推進に係る義務や取組等を定めた法律
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）	廃棄物の排出抑制や適正処理等を推進するために、廃棄物の定義や規制基準等を定めた法律
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	建設副産物の再資源化を推進するために、その定義や再資源化の方針等を定めた法律
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	食品廃棄物の再資源化を推進するために、その定義や再資源化の方針等を定めた法律
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るために、その定義や管理基準等を定めた法律
3 バイオマス資源の変換・利用に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）	持続性の高い農業生産方式の導入を促進するために、その定義や対象とする技術等を定めた法律
	大気汚染防止法	固定発生源（工場等）から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等を定めた法律
	水質汚濁防止法	水質汚濁を防止するために、排水の規制基準や対象となる事業場等を定めた法律
	肥料取締法	肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するために、肥料の規格等を定めた法律
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や除去等を図るために、環境基準や必要な規制等を定めた法律
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）	新エネルギー利用等を推進するために、その定義や各主体の役割等を定めた法律
	電気事業法	電気事業の健全な運営と発達を図るために、電力の供給等に係る設備や手続き等を定めた法律
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入するための法律

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）	農林漁業者とバイオ燃料製造業者等が、法に基づく事業計画を作成し、認定を受けると支援措置（固定資産税の減免等）を受けることを定めた法律
揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）	揮発油等の石油製品の品質規格を定め、バイオ燃料が混和された揮発油等についても、適正な品質の確保を定めた法律
下水道法	下水道の設置その他の管理の基準等を定めた法律（発生汚泥の再生利用等による減量化を努力義務として規定）

## バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)の概要(平成21年9月12日施行)

### 目的

基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展及び国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進
- バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
- エネルギー供給源の多様化
- 地域の主体的な取組の促進
- 社会的気運の醸成
- 食料の安定供給の確保
- 環境の保全への配慮

### 責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

### バイオマス活用推進基本計画等の策定

国のバイオマス活用推進基本計画

都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画



### 法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 国の施策

- 必要な基盤の整備
  - バイオマスを供給する事業の創出
  - 技術の研究開発・普及
  - 人材の育成・確保
  - バイオマス製品の利用の促進
  - 民間団体の自発的な活動の促進
  - 地方公共団体の活動の促進
  - 国際的な連携・国際協力の推進
  - 情報の収集
  - 国民の理解の増進
- 等のために必要な施策を講ずる。

### 地方公共団体の施策

国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたその他の施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。

### バイオマス活用推進会議

- ① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
  - ② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。
- ※ ①及び②の会議の設置及びその調整については、農林水産省に事務局を設置して行うものとする。

総合的な施策の推進による農山漁村の活性化、循環型社会の実現

## バイオマス活用推進基本計画の概要

### 【趣旨】

- バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。
- 従来の「バイオマス・ニッポン総合戦略」においては、各地域でバイオマスタウン構想の策定が進んだものの、実際の取組は必ずしも十分に進まなかったこと等の課題があることを踏まえつつ、本基本計画によってこれらの課題の解決を図る。



### 【計画の概要】

#### 1 施策についての基本的な方針

- ◇ バイオマス供給者である農林漁業者、バイオマス製品の製造事業者、地方公共団体、関係府省等が一体となって、バイオマスの最大限の有効活用を推進。

#### 2 国が達成すべき目標(目標:2020年)

農村活性化	産業創出	地球温暖化防止
★ 600市町村においてバイオマス活用推進計画を策定	★ バイオマスを活用する約5,000億円規模の新産業を創出	★ 炭素量換算で約2,600万トンのバイオマスを活用

- ◇ バイオマス活用推進計画の策定市町村については、取組効果の検証、課題解決のための技術情報の提供等により、確実な効果の発現を図る。
- ◇ 現在ほとんど活用されていない林地残材の有効活用等により、バイオマスの活用を推進。

#### 3 政府が総合的かつ効果的に講ずべき施策

- ◇ 2に掲げた目標の達成に向けて、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の6次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発、人材育成等を推進。

#### 4 技術の研究開発に関する事項

- ◇ バイオマスの新たな有効利用技術の開発とともに、バイオマスの収集・運搬から加工・利用までを総合的に捉えた技術体系の確立を推進。
- ◇ 長期的な観点から、バイオマス生産効率の優れた藻類等、将来的な利用が期待される新たなバイオマス資源の創出を推進。

(出典:農林水産省ホームページ)

# バイオマスに関連する京都府の所管一覧

平成24年4月現在

部	課	関連するバイオマス・業務等
文化環境部	水環境対策課	生活排水対策に関すること（下水汚泥）
	エネルギー政策課	再生可能エネルギーを含むエネルギー政策全般に関すること
	循環型社会推進課	産業廃棄物の適正処理、廃棄物の減量と再生利用の促進（廃棄物系バイオマス）
	地球温暖化対策課	環境政策に関すること
商工労働観光部	ものづくり振興課	産学公連携、新産業創出支援等
農林水産部	農村振興課	バイオマス利用による農村地域の活性化
	研究普及ブランド課	バイオマス利用技術の開発
	農産課	総合窓口、米・野菜など農産物の生産振興に関すること（稲わら・籾がら）、環境にやさしい農業の推進
	畜産課	家畜排せつ物の適正処理・利用に関すること（家畜排せつ物）
	水産課	海藻の生産振興に関すること（資源作物）
	林務課	府内産木材の利用推進に関すること（製材工場廃材、林地残材、竹）
	モデルフォレスト推進課	企業等と連携した森づくりに関すること（林地残材、竹）
建設交通部	指導検査課	土木技術に関すること（建設廃材）